

# 倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定

令和2年6月19日改定

令和2年7月22日改定

令和3年5月20日改定

令和3年12月23日改定

令和4年12月21日改定

令和5年3月13日改定

(一社) 日本倉庫協会

## 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和5年2月10日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

倉庫業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び対処方針に基づき、緊急事態においても必要な機能を維持することが求められている。同時に、事業者として従業員及び取引先等の関係者を守るための自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の事業所の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することとする。

なお、本ガイドラインは、会員企業等が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

また、本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、事業所内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、会話を控える等の工夫。）。

三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とする。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。

マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

## 3. 講じるべき具体的な対策

### （1）健康管理

- ・ 従業員（雇用関係の有無に関わらず、事業所内で勤務する者）に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、発熱や咳・咽頭痛があるなど体調の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に体調が悪くなった従業員も、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して職場や自宅等において検査を実施するよう促すとともに重症化リスクや症状の重篤度に応じて医療機関の受診等を促すことも検討する。
- ・ 発熱や体調が悪く自宅待機となった従業員には、毎日、健康状態を確認した上で、症状に改善が見られない場合や当初から症状が重いと感じる場合には、かかりつけ医や発熱外来、受信・相談センター等への相談を指示する。症状が改善した場合であっても、入社判断を行う際には、学会の指針※1などを参考にする。

※1 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など

(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所への負担軽減について」(令和4年8月24日最終改正)

(<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docN156E50180AF686ae8565cce7c53970e9f15363e16359071d2e2cc8dac9c702045e2f3fcfc75e>)

## (2) 通勤

- ・ 管理部門などを中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを励行する。
- ・ 公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ、自家用車、自転車、徒歩などを励行する。

## (3) 勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員が、1～2mを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、感染対策上又は事業上の理由等により、従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 咳エチケットについて徹底し、不必要な大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど啓発徹底を行う。
- ・ 室内では換気を徹底する。適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底し、乾燥する場面では、湿度40%～70%を目安に加湿する。CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用も検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合、室内の複数箇所測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

また、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。

- 直交代に係る交代時間を長く設定する、ロッカーを分ける等により、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で作業服に着替えることが可能な従業員には、これを励行する。
- 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- 作業エリアごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が不必要に他の区域との往来しないようにする。また、一定規模以上の事業所などでは、シフトをできる限りグループ単位で管理する。

※2 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

([https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526\\_leaflet.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf))

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

([https://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020/heat\\_illness\\_prevention\\_2020.pdf](https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf))

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html))

厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html))

#### (4) 休憩・休息

- 休憩・休息をとる場合には、屋外であっても1～2mを目安に距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。また、入退室前後の手洗いを徹底する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、1～2mを目安に距離を確保するよう努める。また、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。
- 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

※ アクリル板などによる遮蔽について

飛沫防止用シートを使用する場合は以下の点に注意すること。

(消防庁予防課事務連絡 令和2年7月17日))

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であっては、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

## (5) 設備・器具

- ・ 個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。
- ・ ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースの常時又はこまめな換気に努める。

## (6) 部外者の立ち入り

- ・ 一般向けの施設見学等を開催する際には、参加者にも手指衛生等の都道府県が示す感染対策を徹底するよう周知する。
- ・ 搬入、搬出など、事業活動の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、事業所での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

## (7) 従業員の意識向上

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』※3の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した者やその関係者が、会社内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

※3 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

## (8) 職場における検査の更なる活用・徹底

- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して職場や自宅等において検査を実施するよう促すとともに重症化リスクや症状の重篤度に応じて医療機関の受診等を促すことも検討する。
- ・ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるが、重症化リスクの高い者は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること。
- ・ 職場において、抗原簡易キットを購入する際に、
  - ① 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする
  - ② 国が承認した抗原簡易キットを用いることを基本とする。
- ・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。

## (9) その他

- ・ 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

(以上)